

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

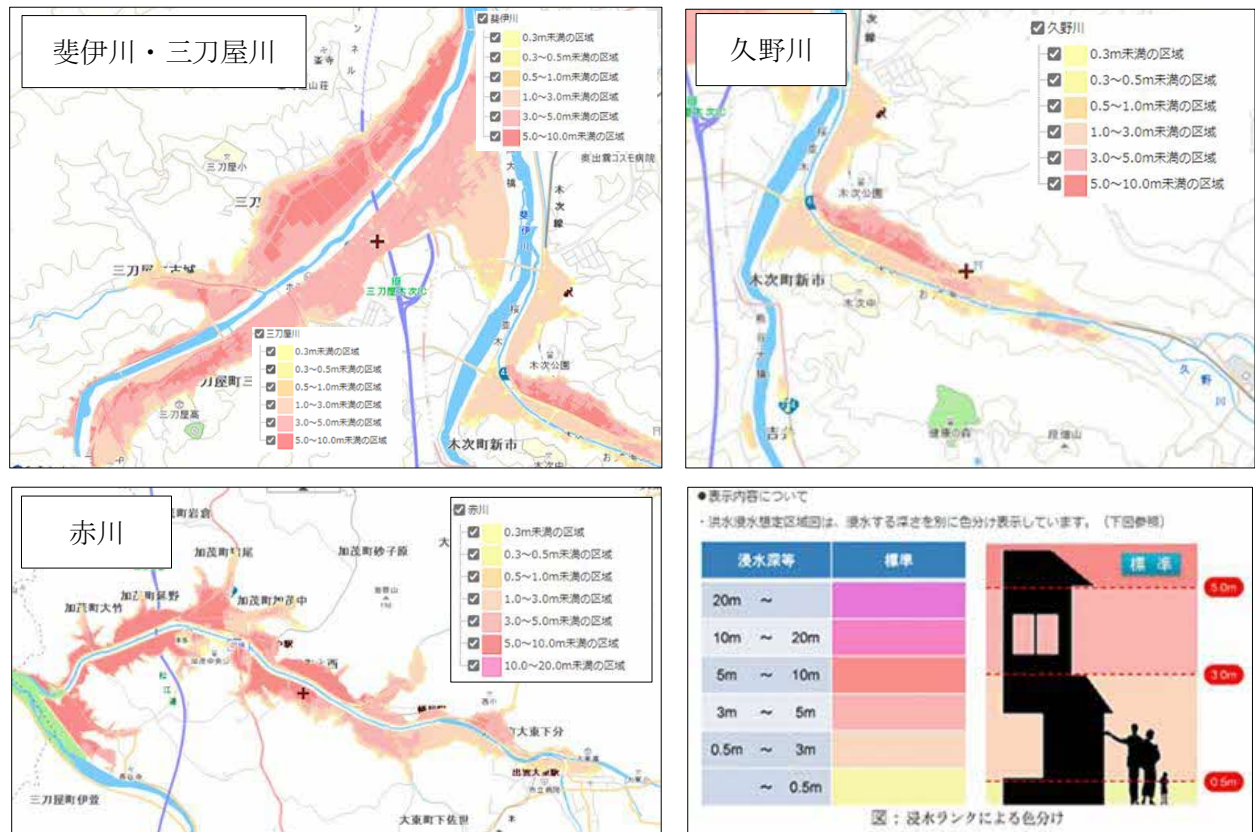
【洪水災害：ハザードマップ マップ on しまね】

雲南市商工会のエリアである雲南市は平成16年に6町村（大東町・加茂町・木次町・三刀屋町・吉田村・掛合町）が合併し総面積は553.18km²と県内5位の大きさを誇る。

雲南市のハザードマップによると、斐伊川水系である斐伊川・三刀屋川・久野川・赤川（いずれも1級河川）は市街地中心に「洪水浸水想定区域」に指定されている。洪水浸水想定区域で浸水被害が3m以上と想定されるエリアは以下のとおりである。

- 斐伊川：左岸（木次町下熊谷）1.4 km
- 三刀屋川：右岸（三刀屋町三刀屋から木次町下熊谷）3.5 km
：左岸（三刀屋町一宮）3.4 km
- 久野川：右岸（木次町東日登から木次駅周辺）2.5 km
：左岸（木次町新市）
- 赤川：右岸（加茂町北大西から大竹）4.2 km
：左岸（加茂町南大西から神原）3.6 km

この洪水浸水想定区域には、商業集積地が多く点在し事業所に対する洪水災害リスクは非常に高いことが伺える。また、0.5m以上の浸水被害範囲は更に広がる。

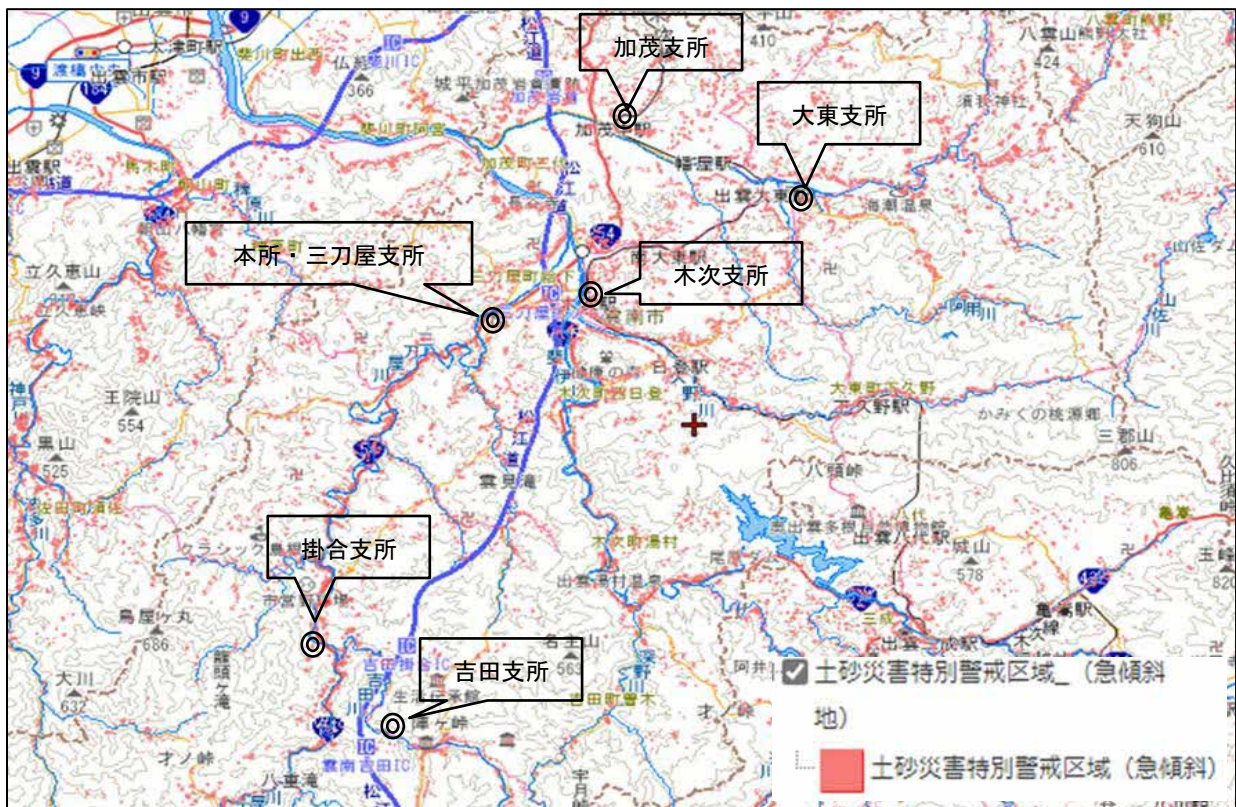


【土砂災害：ハザードマップ マップ on しまね】

雲南市商工会エリアの「土砂災害特別警戒区域」並びに「土砂災害警戒区域」は全域に点在しており特徴的に警戒区域が集中しているのは山間部に多い。

「土砂災害特別警戒区域」の集積を地域別に見ると、大東町は海潮地区から流れる赤川本流及び支流周辺、県道24号（主要地方道）の佐世地区、県道25号（主要地方道）の阿用地区に集積が見られる。木次町は、尾原ダムから流れる斐伊川と並行する国道314号沿線、斐伊川支流の久野川及び県道45号沿線に集積が見られる。三刀屋町、掛合町は両町を縦断する三刀屋川及び国道54号沿線に集積が見られる。吉田町は、町内を流れる吉田川周辺に集積が見られる。

加茂町は比較的土地が広く「土砂災害特別警戒区域」に指定されている箇所は他町に比べると比較的少ない。

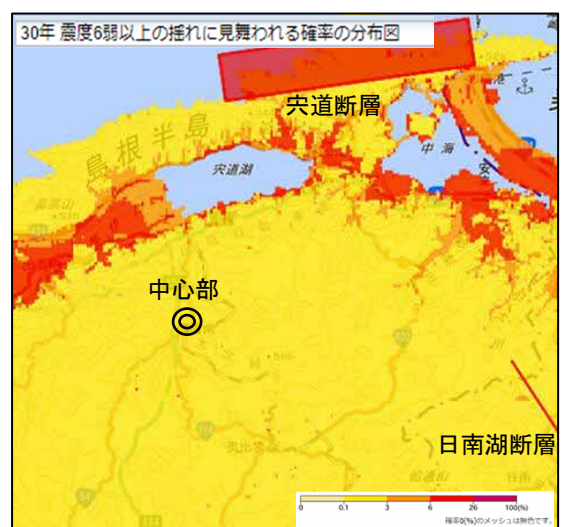


【地震災害：地震ハザードステーション】

地震ハザードステーションの防災地図によると、雲南市全域では、「30年以内に震度6強以上の揺れに見舞われるエリア」はほとんどの地域が0～3%である。

しかし、北に位置する島根半島には宍道断層が広がり、東の鳥取県西部地域には日南湖断層が広がっている。その内、日南湖断層の30年内発生確率は1.23%となっている。

この日南湖断層の近辺では、2000年に鳥取県西部地震（M7.3）が発生し、市内では震度5弱を観測している。

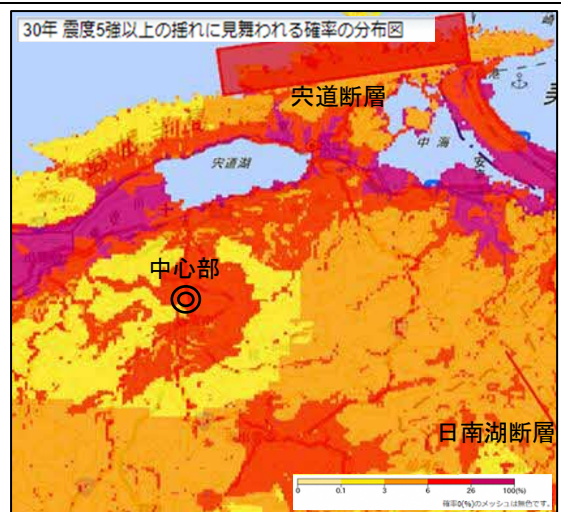


「30年以内に震度5強以上の揺れに見舞われるエリア」は、前述の0.1～3%のエリアの多くが6～26%と確率が高くなる。

当会エリアでは国道54号沿線に立地する加茂町、木次町、三刀屋町その他、県道25号（主要地方道）沿線の大東町西部など各町中心地域の多くが6～26%である。

一方、山間部に位置する大東町東部、掛合町、吉田町は、0～3%と前述の分布図と比べ変化は見られない。

また、隣接する松江市、出雲市の中心地域における確率は26%以上の地域が多い。



【雪害】

豪雪地帯対策特別措置法に基づく豪雪地域として「掛合町」「吉田町」が指定されている。

【台風】

気象庁が発表している2011年～2021年の10年間平均で台風が中国地方（山口県除く）へ接近した数は下記のとおりである。7月～9月が最も多く接近している。

（単位：回）

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計
中国地方	0.1	0.2	0.8	1	1.4	0.6	4.1

【感染症】

この度の新型コロナウイルス感染症は、拡大を防止する観点から執られた外出自粛や利用制限等様々な策が講じられ飲食業、宿泊業、旅客運送業等に大きな打撃を与えている。

With コロナ社会に向け、国や県の施策は経済活動を円滑に行う方針へ舵が切られたなか、歴史的にも繰り返す感染症拡大に対し、休業や人員確保、開店維持など対策を検討する必要がある。

【全体概要】

雲南市商工会地域は島根県東部の中間地点に立地し、面積の大半を山林が占め一級河川、支流が多く流れる地形であり、水害から土砂災害、雪害など多岐に及ぶ。

過去にも、山間部を中心に数メートルの積雪を観測した昭和38年：三八豪雪、昭和39年：山陰北陸豪雨災害の赤川氾濫による加茂町中心部の被害など多くの災害に見舞われている。

また、平成3年の県内において大きな被害をもたらした台風第19号の記録的な災害など年々巨大化する台風の脅威にも晒されている。

直近では、令和3年7月豪雨において三刀屋川が氾濫危険水位に達し、支流である三谷川が本流に流れることが出来ずバックウォーター現象により氾濫、国道54号線が浸水被害を受け交通インフラに支障を来した。

上述のことから、様々な災害が起きることが考えられ、高速道路、幹線道路の通行が遮断される場合もあり日常生活や経済活動に支障を来すことも想定される。

(2) 商工業者の状況（令和4年4月1日現在）

【雲南市内商工業者数】

＜商工業者数：1,890者　うち、小規模事業者数：1,759者＞

地域別商工業者数・小規模事業者数は、大東町が最も多く次いで木次町・三刀屋町と続く。全体の業種別では、建設業、卸売業・小売業と続く。

雲南市商工会は、平成19年に合併して誕生した商工会であり、各町の商店街、連坦地に小売店を有する事業所が多い。

また、南北を縦断するインフラの要である国道54号沿線にも多くの事業所が点在しており業種も多岐にわたる。

業種	商工業者数							うち、小規模事業者数						
	大東	加茂	木次	三刀屋	吉田	掛合	合計	大東	加茂	木次	三刀屋	吉田	掛合	合計
農林漁業	5	1	3	7	0	1	17	5	1	3	6	0	1	16
鉱業・採石業・砂利採取業	0	0	2	1	0	0	3	0	0	2	1	0	0	3
建設業	194	79	121	108	21	53	576	193	78	117	106	21	51	566
製造業	49	33	66	31	9	31	219	46	28	61	27	7	26	195
電気・ガス・熱供給・水道業	0	1	0	2	0	0	3	0	1	0	2	0	0	3
情報通信業	2	4	3	1	0	1	11	2	4	3	1	0	1	11
運輸業・郵便業	13	2	7	5	2	3	32	10	2	5	4	2	3	26
卸売業・小売業	122	54	128	92	21	43	460	112	52	100	74	20	42	400
金融・保険業	5	3	8	7	0	1	24	4	2	8	7	0	1	22
不動産業・物品賃貸業	4	6	11	4	1	4	30	4	5	11	4	1	4	29
学術研究・専門・技術サービス業	13	10	26	22	4	4	79	13	10	25	21	4	4	77
宿泊業・飲食・サービス業	32	12	38	35	9	9	135	32	12	35	31	9	9	128
生活関連サービス業・娯楽業	49	23	44	39	5	15	175	47	23	42	37	5	15	169
教育・学習支援事業	11	7	2	1	0	0	21	11	7	2	1	0	0	21
医療・福祉	13	0	7	6	0	5	31	13	0	6	6	0	5	30
複合サービス業	2	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	2
他に分類されないサービス業	23	13	17	13	4	1	71	18	13	14	11	4	1	61
その他	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
合計	538	248	483	374	76	171	1890	512	238	434	339	73	163	1759

(3) これまでの取組

【雲南市の取組】

- ・地域防災計画、水防計画、新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・防災訓練の実施
- ・防災備蓄品の整備
- ・災害時における各種支援に関する協定の締結
- ・ハザードマップの作成、全戸配布
- ・防災士の育成支援
- ・防災情報の伝達手段の充実強化
- ・出前講座の実施

【雲南市商工会の取組】

- ・地域商工業者被災情報の収集
- ・所得補償、休業補償、火災保険等各種リスクに関わる共済等の周知と加入促進

II 問題・課題

【体制について】

緊急時の取組や体制について明文化していないため、取組内容等を整理して明文化するとともに全職員に対し周知・徹底する必要がある。

また、緊急時に事業者の被害状況を把握する内容・方法および支援の連携体制を構築する必要がある。

【周知の徹底について】

管内事業者に対し事業継続計画（以下 B C P）策定の意義や計画内容等の周知を多くは行っていないので頻度を上げて周知し、より多くの管内事業者が B C P 策定に取組めるよう支援する必要がある。これらについては、職員自体もノウハウが乏しいので習得を図る必要がある。

また、新型コロナウイルス関連の各種施策は今後も講じられると予想され、都度、周知を行うこととともにリスク管理の情報提供を継続して行う必要がある。

III 目標

【知識の習得】

職員研修会の開催や各種研修会への職員の参加により B C P 策定支援のノウハウとリスク管理のための共済・保険制度の知識を習得する。

【計画策定の支援】

管内事業者に対する B C P 策定の意義および計画する内容並びに支援施策等を広報誌、本会ホームページにて周知し、情報提供により事業継続力強化計画の策定支援の要請がある管内事業者に対し策定支援を行う。

【体制の整備】

災害発生時の被害情報等の連絡体制を整備する（役職員間・雲南市商工会と雲南市並びに島根県）

【事業者事業継続力強化計画策定促進の成果目標】

指 標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
事業継続力強化計画策定支援事業者数	3者	4者	5者	6者	7者
普及セミナー開催件数	1回	1回	1回	1回	1回
広報回数	2回	2回	2回	2回	2回

【その他】

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

雲南市商工会と雲南市の役割分担、体制整理に取組、連携し以下を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

1. 当会職員による巡回指導時に、ハザードマップ等を用いて事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
2. 当会の広報誌やホームページ等において、国・県・市の施策の紹介や各種損害保険の概要、BCPの内容等の広報を行う。
3. 事業継続の取組に関する普及啓発セミナーを専門家を活用し開催するほか、雲南市行政の施策を紹介する。
4. 事業者BCPの策定において簡易的なものの策定支援は職員が支援し、高度な事業者BCP計画の策定時は、専門家派遣制度等活用し個別支援する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

令和4年11月に策定。

3) 関係団体等との連携

1. 島根県商工会連合会の支援により、職員各位が事業者BCP策定支援が行えるようOJT教育を実施しノウハウを習得する。
2. 島根県商工会連合会の支援により、災害発生時や罹災時の備えとしての共済制度、各種保険等についてOJT教育を実施しノウハウを習得する。
3. 被災した小規模事業者が迅速に融資を受けられるように、雲南市行政、金融機関等と情報共有、協力、連携を図る。

4) フォローアップ

1. 経済産業省が実施する「事業継続力強化認定制度」の周知に取組、認定に向けた支援を行う。
2. 「事業継続強化認定制度」で認定された管内事業所に対しその取組を支援する。
3. 当会と雲南市で取組状況の確認や改善点等について適時協議する。



5) 当該計画に係る訓練の実施

各種自然災害が発生したと仮定し、雲南市との連絡ルートの確認等を行う。

6) 発生時の備え

安全確保及び事業継続性向上のため、以下の防災品等を事務所に備える。

【防災備品】

- ・ 工具・軍手・対塵手袋・ロープ・ヘルメット・飲料水・食料・懐中電灯・乾電池
- ・ 救急医薬品（消毒液、包帯）・携帯ラジオ・ポータブル電源 等

＜ 2. 発災後の対策＞

自然災害等発生時には、人命救助を第一とする。そのうえで、当会事業継続力強化計画をもとに下記の手順で地区内の被害状況を把握し関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

1. 発生後速やかに当会事務局長に安否・被災場所・被災状況を報告し、以後の行動について指示を受ける。
2. LINE、ショートメール等を利用し、業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を共有する。

2) 応急対策の方針決定

1. 当会事務局長は、発災後に上記2. のとおり職員の安否と業務従事の可否を確認する。
2. 休日や夜間など執務時間外に災害が発生した場合や、職員が被災する等により応急対応が出来ない場合の役割分担を決める。
※事務局長が被災した場合は、次席の者等が職員緊急連絡網等を指揮する。
3. 業務従事が可能な当会職員が把握した大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）は、当会と雲南市で共有する。被害状況等の目安は下記表とし、具体的に【被害状況調査票】を活用し集計する。

【被害状況等の目安】

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	・ 地区内10%以上の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内1%以上の事務所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認できない。
中規模な被害があり	・ 地区内5%以上の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内0.5%以上の事務所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
被害がある	・ 地区内1%以上の事務所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内0.1%以上の事務所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・ 目立った被害の情報がない

※1. 連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

※2. 本計画により、当会と雲南市は下記の間隔で被害情報の共有を図る。

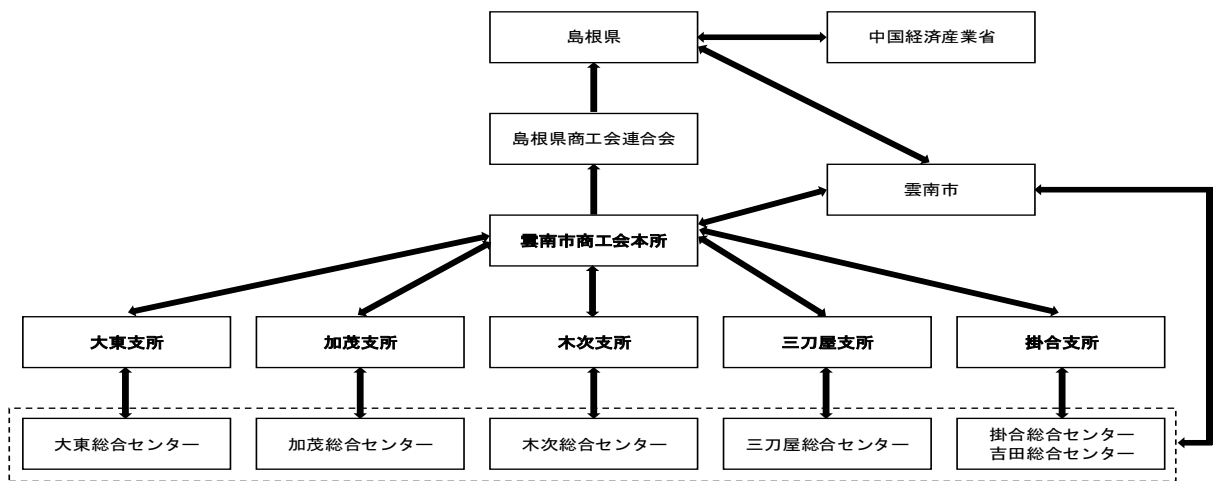
- ①発生後～1週間：1日に1回
- ②1週間～5週間：1週間に1回
- ③1ヶ月～3ヶ月：1ヶ月に1回

4. 新型インフルエンザ感染症が県内に発生した場合は、体温測定など職員の体調確認を行うこと、事務所の換気・消毒や手洗い等を徹底する。
5. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の適用など国・県・市の感染症対策の方針に基づき当会による感染症対策を行う。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

1. 自然災害等発生時に、管内事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
2. 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
3. 当会と雲南市（各総合センター含む）は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
4. 当会と雲南市が共有した情報を県の指定する「被害状況調査票」にメールまたはFAXで当会より島根県商工会連合会を経由して島根県商工労働部中小企業課へ報告する。
5. 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある管内事業者を対象とした支援策の提供や相談窓口の開設を行う。

【連絡ルート】



【被害状況調査票様式】

被害状況調査票												
商工会等		報告者 氏名：			電話番号：			メールアドレス：				
											（ 年 月 日 時現在）	
NO	事業者名	所在地	業種	従業員数 ※任意	被害の状況	被害額 (円)	(被害額内訳)					備考
							土地 (堆積土砂 排除費・整 地費)	建物	機械設備	車両	商品、 現材料、 仕掛品等	
計												

※被害額は事業用資産に限ることとし、事業の再建に必要な額（概算でも構いません）を記入してください。

※「被害の状況」は、建物の状況（全壊・半壊・一部損壊等）、機械設備の状況、浸水の状況（床上、床下）、営業・操業の停止、製品等の状況などを記載してください。

※初期対応時は、可能な範囲の記載で構いませんが、最終的には全項目を把握してください。

＜ 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

1. 被害状況を確認し、雲南市、各町総合センターと速やかに情報共有し、以後の情報共有について確認する。
2. 災害後の経営や資金繰り、災害補助金等の相談窓口の開設について雲南市と相談し、安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。
3. 国・県から上記同様の特別相談窓口開設の依頼を受けた場合は、安全性が確認、確保された場所に開設する。
4. 有効な国・県・市の被災事業者施策について、管内小規模事業者等に円滑に周知する。
5. 職員に対する事務連絡等は、緊急連絡網を活用し、電話、LINE、メール等で情報伝達、共有する。

＜ 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

1. 雲南市の方針に従って、復旧、復興支援の方針を決め、被災事業者に対し支援を行う。
2. 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を島根県商工会連合会に要請し、県や市に相談する。
3. 被災事業者が災害対応の補助事業、給付金制度及び経営力向上を目的とした補助事業等を申請する場合の事業計画策定、書類作成等を支援する。
4. 日本政策金融公庫・島根県制度融資等の融資を斡旋する。
5. 事業BCPの実行を支援する。

＜ 6. 新型インフルエンザ等感染症対策＞

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の適用など国・県・市の感染症対策の方針に基づき以下を対応し、管内事業所の支援を行う。

【当会の対策】

1. 近年発生した新型コロナウイルス感染症防止対策同様Web会議等必要な通信環境の整備を行う他、感染対策の消毒液、マスク等備蓄する。
2. 勤務状況を確認しながら、交代勤務、在宅勤務、本支所勤務等事前に協議し、管内事業所への支援体制を構築する。

【管内発生時の対策】

1. 本支所の勤務状況を確認しながら交代勤務、在宅勤務を検討する。
2. 通常総代会、理事会及び正副会長会議等の当会に関する管理・運営に必要な会議は書面決議とする。
3. 当会職員のいずれかが感染した場合は保健所や島根県等の指示に従うものとし、状況に応じ事務所閉鎖を検討、実施する。

【事業所の支援】

1. 相談窓口を設置し、国・県・市が行う支援施策を速やかに情報提供する。
2. 管内事業所が、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の適用などの支援補助事業、給付金制度等を活用、申請時においての書類作成等を支援する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額					
セミナー開催費	50	50	50	50	50
専門家派遣	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入、手数料収入、市補助金、自己財源

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。